

長期増分費用方式に基づく接続料の 平成28年度以降の算定の在り方

報告書 概要

平成27年7月7日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会
接続政策委員会

これまでの経緯等

- 平成24年答申※において、平成28年度以降に適用するモデルの検討に際し、IP-LRICモデルの検討等のIP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについて検討が必要とされたことを踏まえ、平成27年1月、長期増分費用モデル研究会による報告書がまとめられ、PSTNに係る接続料算定への適用を検討するためのIPモデルや第六次モデルの改良モデルが示された。

※「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」(平成24年9月 情報通信審議会答申)

- PSTNについては、加入電話の契約者数や通信量の減少傾向が継続しており、NGN等により提供されるIP電話の契約数や通信量が加入電話を上回りつつある。
- また、平成26年12月答申においては、移動通信サービスに関する競争促進策の一環として、接続料制度には、ビル&キープを導入することについて、詳細な検討を進めることが適当とされている。

※「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」(平成26年情報通信審議会答申)

- 接続政策委員会では、こうしたPSTNを取り巻く環境変化や3月18日に実施した事業者合同ヒアリングも踏まえ、以下の事項について検討を行い、平成27年6月26日に報告書を取りまとめた。

【委員会における検討項目】

1. 平成28年度から適用する接続料算定方式について
2. NTSコスト(接続料原価に算入されているき線点RT-GC間伝送路コスト)の扱いについて
3. 接続料算定に用いる入力値の扱い
4. 東西均一接続料の扱いについて
5. NGN接続料との加重平均方式の導入について
6. 平成28年度以降の接続料算定の適用期間
7. 今後の接続料算定の在り方

1. 平成28年度から適用する接続料算定方式について

(1) 長期増分費用方式の評価

- 長期増分費用方式は、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献しており、また、算定された接続料は、他の固定電話事業者がNTT東西との接続の際に設定する接続料のベンチマークとしての役割も果たしている。
- PSTNに係る接続料算定の透明性や公正性を確保することは引き続き重要であり、現時点では、これらを十分に担保し得る適切な代替方式は見当たらない。
- 以上を踏まえると、平成28年度以降の加入者交換機能等に係る接続料の算定方式として、引き続き、長期増分費用方式を用いることが適當である。

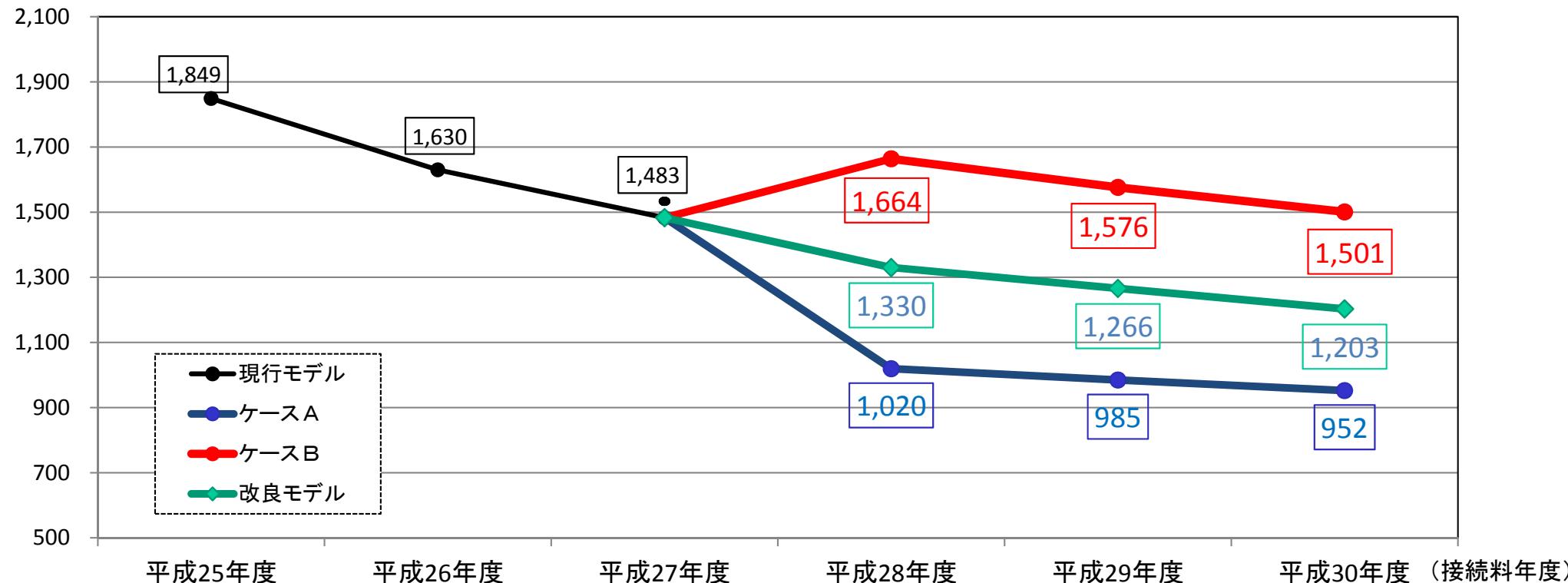
(2) IPモデル及び改良モデルの評価及び平成28年度以降の接続料算定に適用するモデル

- IPモデルについて、ケースAは現行モデルに比べ接続料原価が大幅に低廉化するが、音声品質を確保するための具体的な方式やコストが整理されておらず、接続料算定に適用するモデルとしては、大きな課題が残されている。
- IPモデルを適用する場合には、アンバンドル機能の一部(中継伝送専用機能等)が算定できないこととなるが、こうした機能を実際費用方式とすることについては、接続事業者間でも意見が分かれているため、この点についても更なる検討が必要。
- 改良モデルは、第六次モデルを基本に、最新の実態を十分に取り込んだものとなっており、接続料算定への適用について特段の課題は見当たらない。
- 以上を踏まえると、平成28年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料算定においては、改良モデルを適用することが適當である。

(参考)今後の接続料予測(モデル別)

(単位:億円)

【今後の接続料原価の予測】



【今後のGC接続料の予測】

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
GC接続料 (3分あたり)	IP モデル	ケースA	4.7円	5.0～5.1円	5.4～5.7円	6.0円～6.3円
		ケースB	7.5円	7.6～7.8円	8.1～8.5円	8.8円～9.3円
		改良モデル	5.4円	5.7～5.9円	6.1～6.5円	6.6円～7.1円

※ 平成27年度接続料は5.8円程度(平成27年2月4日認可申請時点)。

※ 試算に当たっては以下を想定。

・回線数: 平成23年度～平成26年度までの4年間の四半期データから今後のトレンドを予測。⇒上限▲6.6%、下限:8.6%

・通信量: 直近1年間の四半期データのトレンドを基に、1回線当たりトラヒックを予測し、固定電話回線数に乘じる⇒上限▲11.1%、下限▲13.4%

委員会の考え方(概要②)

2. NTSコストの扱い

- 事業者の太宗が番号単価をそのまま利用者に請求している状況に変化がないことに鑑みれば、き線点RT-GC間伝送路コストを現時点で接続料原価から控除し、基本料原価に算入することでユニバーサルサービス制度に係る補填対象額が増加することは、適当とは言えない。
- このため、利用者負担の抑制の観点から、引き続き従量制接続料の原価にその100%を算入することは止むを得ない。
- しかしながら、き線点RT-GC間伝送路コストは接続料原価から控除されることが原則であるため、今後、ユニバーサルサービス制度に係る事業者負担の利用者への転嫁の在り方を見直すこと等により、利用者負担の抑制を図りつつ、き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価から控除できないか検討することが適当である。

【改良モデルを適用した場合のき線点RT-GC間伝送路コストの付替えによるGC接続料水準への影響】

き線点RT-GC間伝送路コストの扱い	H28AC	H29AC	H30AC
接続料原価に全額算入	5. 7～5. 9	6. 1～6. 5	6. 6～7. 1
接続料原価から全額控除	4. 7～4. 8	5. 0～5. 3	5. 4～5. 8

(GC接続料、単位:円／3分)

※ 回線数、通信量については、一定の減少率を仮定し、一部入力値については、過去のトレンドから推計

※ き線点RT-GC間伝送路コスト以外の「他のNTSコスト」については、接続料原価から全額控除

委員会の考え方(概要③)

3. 接続料算定に用いる入力値の扱い

- (i)前年度通信量を採用、(ii)前年度下期と当年度上期を通年化した通信量、(iii)当年度通信量を採用の3つの通信量について、適用年度通信量との乖離幅や予測と実績との乖離幅等を比較した結果、平成28年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き、(ii)前年度下期と当年度上期を通年化した通信量を採用することが適当である。

4. 東西均一接続料の扱い

- 接続料算定の原則や、NTT東西が別々の地域会社であることを踏まえれば、東西別接続料を設定することが適当である。また、接続料が東西別となっているIP電話の契約数は加入電話を上回っている。
- 他方、現在、光IP電話サービスは、一般的にブロードバンドサービス等とともに提供されていることに対し、PSTNは音声に特化したサービスが主流であることから、現時点においては、PSTNとIP電話を同一の観点から比較しうる状況にまでは至っていない。また、改良モデルを用いても、NTT東西間の接続料格差は、GC接続、IC接続ともに依然として20%以上に達している。
- 以上を踏まえれば、これまでの答申において考慮した接続料の東西格差に係る社会的要請や東西別接続料の設定による公正競争上の影響等について、この数年間に大きな環境の変化があるとは認められず、平成28年度以降の接続料算定においても、引き続き、東西均一接続料を採用することが適当である。

【改良モデルを用いた場合の平成28年度以降の東西格差の試算】

		H27AC	H28AC～H30AC
改良モデル	GC接続	1.25倍	1.24倍～1.26倍
	IC接続	1.22倍	1.21倍～1.23倍

委員会の考え方(概要④)

5. NGN接続料との加重平均方式の導入について

- IP網への移行の進展がある程度進んだ状況においては、加入電話とひかり電話を同一の音声サービスと見なし、加重平均方式の適用によりPSTNとNGNに同一の接続料を設定することも合理的なものと考えられる。
- しかしながら、現時点では、事業者から加重平均方式の導入を求める意見がなく、また、それぞれのネットワークの原価算定方式の在り方（長期増分費用方式とするか実際費用方式とするかなど）等、同方式の導入に当たって検討すべき課題も残されている。
- このため、加重平均方式を平成28年度から導入することは適当ではないものの、今後、PSTNに係る需要の急激な減少等により、現行の接続料算定方式では適正な接続料を算定することが困難となった場合の対応策の一つとして引き続き必要な検討を行っていくことが適当である。

6. 平成28年度以降の接続料算定方式の適用期間

- 事業運営の中期的な展望・予見性の確保の観点から、算定方式の頻繁な変更は、必ずしも好ましくないため、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とすることが適当である。
- ただし、適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、環境変化に適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当である。

7. 今後の接続料算定の在り方

(1) 見直しの方向性

- 加入電話の契約数及び通信量は大きく減少しており、今後もこの傾向が続くことが想定される一方、IP電話や携帯電話の契約数は増加傾向にあり、PSTNを取り巻く環境は、大きな変化の時期にある。
- 長期増分費用方式に基づく接続料算定は、NTT東西のPSTNに適用される一方、算定された接続料はNTT東西と接続する固定電話事業者の設定する接続料のベンチマークとしての役割も果たしてきたが、電気通信分野における競争の中心が固定電話から携帯電話に移行し、また、固定・携帯を問わずネットワークのIP化が進んできていることを踏まえれば、固定電話事業者が設定する接続料のみにこうした制度やベンチマークが存在することが、今後の音声接続料全体に係る制度の在り方として適切なものかどうか見直す時期に来ている。
- この点、平成26年答申において、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、ビル＆キープ方式について詳細な検討を進めるべきとされており、また、欧州や米国においては、固定及び携帯の着信音声接続料にビル＆キープや長期増分費用方式が適用されるなど、固定電話網と携帯電話網の接続料には、同等又は類似の制度が適用されている。
- 以上を踏まえれば、今後の環境変化に適切に対応した接続料算定の在り方を検討するためには、次々期に適用する接続料算定方式の検討に当たって、第一種指定電気通信設備のアンバンドル機能に係る長期増分費用モデルの見直しやNGNとの加重平均方式の導入についての検討を行うだけではなく、適切な競争環境の維持、促進等を図る観点から、諸外国の接続料算定方式も参考としつつ、固定電話網及び携帯電話網にビル＆キープ方式や長期増分費用方式を導入することについても検討するなど、音声通信に係る接続料制度全体の在り方についても検討を行うことが適当である。

7. 今後の接続料算定の在り方(つづき)

(2) 検討に当たって留意すべき事項

- 音声通信に係る接続料制度全体の在り方の検討は、接続料制度の抜本的な見直しにつながる可能性もあることから、利用者利便の確保や事業者間の適切な競争環境の維持、促進等への影響にも配意しつつ、十分な検討期間を設けて行うべきものであり、できる限り早期に開始すべきである。
- なお、IPモデルの検討に当たっては、事業者のIP網への移行の進展状況を踏まえつつ、算定対象とすべき設備範囲(引き続きPSTNのみを長期増分費用方式の算定対象とすべきかNGNを含めて算定対象とすべきか等)、モデル化にあたって考慮すべきサービス・機能及びモデルの精緻化の程度など、モデル構築に当たっての前提条件について、改めて整理することが適当であるが、こうした整理を進めるに当たっては、固定電話事業者の接続料算定にのみ著しく過度な規制等が課せられることのないよう、音声通信に係る接続料算定に係る制度全体の在り方についての検討を踏まえて行われることが適当である。